一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成20年９月９日

鳥取県知事　平　　井　　伸　　治

鳥取県条例第58号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（鳥取県税条例の一部改正）

第１条　鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改　正　後	改　正　前
（自動車税の課税免除） 第137条　次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税（第４号から第９号まで及び第12号に規定する自動車にあっては、平成20年度から平成22年度までのうち該当する年度分の自動車税に限る。）を課さない。ただし、第４号から第12号までに規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。 （１）～（９）　略 (10)　社団法人全国保健センター連合会（昭和39年２月３日に社団法人全国母子健康センター連合会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）が所有し、母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第２項に規定する母子健康センターが使用する自動車で専ら母性並びに乳児及び幼児の保健指導の用に供するもの (11)　財団法人鳥取県交通安全協会（昭和43年12月23日に財団法人鳥取県交通安全協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）が所有する自動車で専ら交通安全の指導及び普及宣伝の用に供するもの (12)　略	（自動車税の課税免除） 第137条　次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税（第４号から第９号まで及び第12号に規定する自動車にあっては、平成20年度から平成22年度までのうち該当する年度分の自動車税に限る。）を課さない。ただし、第４号から第12号までに規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。 （１）～（９）　略 (10)　社団法人全国保健センター連合会が所有し、母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第２項に規定する母子健康センターが使用する自動車で専ら母性並びに乳児及び幼児の保健指導の用に供するもの (11)　財団法人鳥取県交通安全協会が所有する自動車で専ら交通安全の指導及び普及宣伝の用に供するもの (12)　略
（自動車税の減免） 第137条の２　知事は、第８条第１項の表の自動車税の項の右欄に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、自動車税（第３号に掲げる場合にあっては、平成20年度から平成22年度までのうち該当する年度分の自動車税に限る。）を減免することができる。	（自動車税の減免） 第137条の２　知事は、第８条第１項の表の自動車税の項の右欄に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、自動車税（第３号に掲げる場合にあっては、平成20年度から平成22年度までのうち該当する年度分の自動車税に限る。）を減免することができる。

（１）　古物営業法（昭和24年法律第108号）第３条第１項の規定による許可を受け、古物営業法施行規則（平成７年国家公安委員会規則第10号）第２条第４号に規定する自動車を取り扱う者で規則で定める要件を備えたものが、賦課期日において、道路運送車両法第４条の規定による登録を受けている自動車で商品中古自動車であることが財団法人日本自動車査定協会鳥取県支所（昭和41年６月１日に財団法人日本自動車査定協会という名称で設立された法人の鳥取県支所をいう。）において証明されているものを商品として所有し、及び展示する場合 （２）　略 （３）　財団法人鳥取県保健事業団（昭和52年４月１日に財団法人鳥取県保健事業団という名称で設立された法人をいう。以下この号において「保健事業団」という。）又は財団法人中国労働衛生協会（昭和53年３月30日に財団法人中国労働衛生協会という名称で設立された法人をいう。）が、その所有する自動車（レントゲンその他の検診及び巡回診療の用に供するための特殊装置を備えたものに限る。以下この号において同じ。）を専ら検診及び巡回診療の用に供する場合（保健事業団が、財団法人結核予防会（昭和14年５月22日に財団法人結核予防会という名称で設立された法人をいう。）が所有する自動車を専ら検診及び巡回診療の用に供する場合を含む。）	（１）　古物営業法（昭和24年法律第108号）第３条第１項の規定による許可を受け、古物営業法施行規則（平成７年国家公安委員会規則第10号）第２条第４号に規定する自動車を取り扱う者で規則で定める要件を備えたものが、賦課期日において、道路運送車両法第４条の規定による登録を受けている自動車で商品中古自動車であることが財団法人日本自動車査定協会鳥取県支所において証明されているものを商品として所有し、及び展示する場合 （２）　略 （３）　財団法人鳥取県保健事業団（以下この号において「保健事業団」という。）又は財団法人中国労働衛生協会が、その所有する自動車（レントゲンその他の検診及び巡回診療の用に供するための特殊装置を備えたものに限る。以下この号において同じ。）を専ら検診及び巡回診療の用に供する場合（保健事業団が、財団法人結核予防会が所有する自動車を専ら検診及び巡回診療の用に供する場合を含む。）

（鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第２条　鳥取県税条例の一部を改正する条例（平成19年鳥取県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第３条中「財団法人鳥取県保健事業団（」の次に「昭和52年４月１日に財団法人鳥取県保健事業団という名称で設立された法人をいう。」を、「財団法人中国労働衛生協会」の次に「（昭和53年３月30日に財団法人中国労働衛生協会という名称で設立された法人をいう。）」を、「財団法人結核予防会」の次に「（昭和14年５月22日に財団法人結核予防会という名称で設立された法人をいう。）」を加える。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第３条　職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第３号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改　正　後	改　正　前
（給与からの控除） 第16条の13　職員の給与の支給に際しては、その給与から次に掲げるものの額に相当する額を控除するこ	（給与からの控除） 第16条の13　職員の給与の支給に際しては、その給与から次に掲げるものの額に相当する額を控除するこ

とができる。 (１)及び(２)　略 (３)　財団法人鳥取県職員互助会（昭和58年４月１日に財団法人鳥取県職員互助会という名称で設立された法人をいう。）、財団法人鳥取県教育関係職員互助会（昭和47年８月１日に財団法人鳥取県教育関係職員互助会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）及び財団法人鳥取県警察職員互助会（昭和59年３月31日に財団法人鳥取県警察職員互助会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）の掛金及び償還金 (４)　略 (５)　地方職員共済組合鳥取県支部、公立学校共済組合鳥取支部、財団法人鳥取県教育関係職員互助会、財団法人鳥取県警察職員互助会、鳥取県職員労働組合、鳥取県教職員組合、鳥取県高等学校教職員組合、財団法人日本教育公務員弘済会鳥取支部（昭和30年７月６日に財団法人日本教育公務員弘済会という名称で設立された法人の鳥取支部をいう。）及び警察職員生活協同組合鳥取県支部が取り扱う保険の保険料及び共済掛金 (６)～(８)　略	とができる。 (１)及び(２)　略 (３)　財団法人鳥取県職員互助会、財団法人鳥取県教育関係職員互助会及び財団法人鳥取県警察職員互助会の掛金及び償還金 (４)　略 (５)　地方職員共済組合鳥取県支部、公立学校共済組合鳥取支部、財団法人鳥取県教育関係職員互助会、財団法人鳥取県警察職員互助会、鳥取県職員労働組合、鳥取県教職員組合、鳥取県高等学校教職員組合、財団法人日本教育公務員弘済会鳥取支部及び警察職員生活協同組合鳥取県支部が取り扱う保険の保険料及び共済掛金 (６)～(８)　略

（鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第４条　鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改　正　後	改　正　前
（管理の委託） 第８条　知事は、学校の施設設備の保全及び授業に関する事務並びにこれに附随する事務を社団法人鳥取県歯科医師会（昭和22年11月10日に社団法人鳥取県歯科医師会という名称で設立された法人をいう。）に委託する。	（管理の委託） 第８条　知事は、学校の施設設備の保全及び授業に関する事務並びにこれに附随する事務を社団法人鳥取県歯科医師会に委託する。

（鳥取県立自然公園条例の一部改正）

第５条　鳥取県立自然公園条例（昭和38年鳥取県条例第２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　正　後	改　正　前

（指定） 第17条の８　知事は、県立自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第２条第２項の特定非営利活動法人その他規則で定める法人であって、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。 ２～４　略	（指定） 第17条の８　知事は、県立自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的として設立された民法（明治29年法律第89号）第34条の法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第２条第２項の特定非営利活動法人その他規則で定める法人であって、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。 ２～４　略

（鳥取県立生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第６条　鳥取県立生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（昭和54年鳥取県条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　正　後	改　正　前
（利用の許可） 第７条　略 ２　指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしなければならない。 （１）～（３）　略 （４）　国、地方公共団体、学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校、社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体、一般社団法人、一般財団法人及び特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利活動法人以外の者が、物品の販売、あっせん、寄附金その他の金品の募集又は勧誘行為を行うために生涯学習センターの施設設備を利用しようとするものであるとき。 （５）　略 ３　略	（利用の許可） 第７条　略 ２　指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしなければならない。 （１）～（３）　略 （４）　国、地方公共団体、学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校、社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体、民法（明治29年法律第89号）第34条の法人及び特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利活動法人以外の者が、物品の販売、あっせん、寄附金その他の金品の募集又は勧誘行為を行うために生涯学習センターの施設設備を利用しようとするものであるとき。 （５）　略 ３　略

附　則

この条例は、平成20年12月１日から施行する。